

新型コロナウイルス感染拡大に伴う家計急変 学群用

筑波大学 2023年度第1期（春学期）授業料免除申請のしおり 《留学生以外用》

対象学生

★新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、公的支援を受けている世帯の学生、または世帯全体の収入が以前（2019年～2021年のいずれか）と比較して半減相当になった学生を対象に、申請を受け付けます。2023年2月に既に授業料免除を申請した学生も、家計急変後の収入をもとに再申請できます。

※学生本人のアルバイト収入は基本的に授業料免除の世帯収入に含めていませんので、本人のアルバイト収入のみが減少した場合は、今回の授業料免除（家計急変）では申請対象となりません。定職のある独立生計者（p.12 参照）については、対象となります。新入生において、本学進学のために退職した場合は対象になりません。

なお、必要な書類は本しおりで説明しますが、個別に他の書類を求める場合があります。大学の指示に従ってください。また、最終的に家計急変として認めるか否かは、大学が判断します。

→ 3ページの〔申請対象者〕も確認してください。

学群生の修学支援新制度対象者について

2023年4月時点で日本学生支援機構の給付型奨学金受給者となっている学群生のうち、2019年度以前入学者で「第Ⅰ区分」の者（新制度家計急変申請者除く）、または2020年度以降入学者で「第Ⅰ～Ⅲ区分」の者（新制度家計急変申請者除く）は、新制度の授業料免除のみ対象となります。そのため、この第1期分「新型コロナウイルス感染拡大に伴う家計急変申請」を提出する必要はありません。

2023年度入学者で、予約採用により「第Ⅰ～Ⅲ区分」受給が決定している者は、通常の新入生用「申請のしおり」を確認して新制度の授業料免除を申請しましょう。

申請期限

→ 2023年4月20日（木）【必着】

書類提出先

→ 提出方法は、エリア支援室ごとに指定されています。
大学ホームページ同ページ内の「郵送先・提出方法一覧」に記載しているので、必ず確認し、所属するエリア支援室の指定する方法で申請してください。

結果通知（予定）

→ 2023年7月中旬

※第2期（秋学期）の申請については後日ホームページに掲載します。

目次 ~書類の提出についての詳細項目一覧~

【必読】授業料免除申請ガイド～全員提出が必要な書類について～ p.3～p.5

1. 国、地方公共団体またはその他の公的機関が、新型コロナウイルスの感染拡大による収入減少があった者等を対象として、審査のうえ実施する公的支援を受けている場合 …p.6
2. 以前と比較して世帯全体の収入が半減相当の場合 …p.8
3. 特別控除に関する書類 …p.10
4. 独立生計者について …p.12
5. 修業年限超過者について …p.14
6. 特別な申請理由がある場合について …p.15
7. 家計・学力基準 …p.16
8. 申請上の諸注意 …p.17
9. 結果通知について …p.17

こちらは留学生以外の学群生用のしおりとなります。

留学生用及び大学院生用は別にありますので確認してください。

「高等教育の修学支援新制度」の給付型奨学金（日本学生支援機構）においても、別途家計急変申請を受け付けています。詳細は奨学金のページをご覧ください。

<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/jasso/>

○ [申請対象者] どんな学生が申請できるの？

表紙の「対象学生」記載のほか、下記にも注意してください。

- 1) 家計・学力基準がありますので、いずれも基準内にあるかどうか事前に確認してください。 [p.16 参照](#)
- 2) 修業年限超過者は、原則として免除の対象となりません。 [p.14 参照](#)
- 3) 2023年春学期に休学期間があっても、1か月以上の在学（復学している期間）予定がある場合は申請できます。

※日本国籍でない学生のうち、「高等教育の修学支援新制度」の認定要件を満たさない在留資格

（「家族滞在」等）の者は、4月から9月末の間に休学がある場合は申請できません。申請後に休学または退学が決まった場合は、申請を辞退していただきますので支援室に申し出てください。

○ いつ申請するの？

春学期分、秋学期分それぞれの授業料について申請が必要です。

今回の申請は、2023年度第1期（春学期）分で、このしおりは表題の家計急変申請用です。

在学生（2023年4月新入生を含む）

申請期限は2023年4月20日（木）【必着】です。

○ どうやって申請するの？

提出方法は、エリア支援室ごとに指定されています。

ホームページ同ページ内の「郵送先・提出方法一覧」に記載しているので、必ず確認し、所属するエリア支援室の指定する方法で申請してください。

また、郵送で申請する場合は、個人情報を含むため、追跡ができる簡易書留またはレターパックなどで郵送してください。

申請に関して心配なことがある場合は所属の支援室に事前に相談してください。

○ 何を提出すればいいの？

提出書類は大きく分けて、申請書（ホームページからダウンロード）と収入関係の証明書類があります。申請者によって提出書類が異なります。また、証明書類の準備には1～2週間かかる場合があります。書類は、原則として本冊子をよく読んで準備することになりますが、個人の事情によっては本冊子に記載のない書類を大学が求める場合があります。このような場合には、大学からの指示に従い、書類をそろえ、提出してください。

※本しおりでは、特にことわりのない場合は筑波大学独自の授業料免除申請に必要な書類について説明します。

提出書類（全員確認）

【全員提出】

- 筑波大学授業料免除申請書……表面の「③2023年度第1期（春学期）家計急変申請希望者」欄に、新型コロナウイルス感染拡大の影響による家計急変であることを明記すること。
- 授業料免除申請者票（兼受理票）
- 添付書類の表紙
- 家族全員（本人・就学者・幼児を除く）の2022年度（2021年分収入）「課税証明書（非課税証明書）」または「所得証明書」……原本が必要。次頁の証明書交付を受ける際の注意事項を確認のこと。※独立生計者の場合は本人（及び配偶者）分を提出すること。
- 収支状況申告書（様式1）・・・独立生計者は提出
- 独立生計者として別途提出が必要な書類 p.12参照
- ①または②のどちらかへ
 - ① 国、地方公共団体またはその他の公的機関が、新型コロナウイルスの感染拡大による収入減少があった者等を対象として、審査のうえ実施する公的支援を受給している場合
⇒ p.6へ
 - ② 以前と比較して世帯全体の収入が半減相当の場合
⇒ p.8へ
- 大学等への修学支援の措置に係る学修計画書 ※2月に提出済みの場合、再提出不要（2023年度編入学生は出身大学等の成績証明書も添付）
 - ・・・日本学生支援機構の給付型奨学金を申請していない学生のみ提出すること。
- 大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（A 様式1）
 - ・・・給付型奨学金を過去に受給しておらず、4月に申請予定の学生は提出。2022年度以前入学で2023年2月に既に提出している場合は再提出不要。
- 次の★に示す追加書類（該当者のみ）

★ 上記のほか、下記に該当する者は、追加で書類が必要です。

※2022年度以前入学者で、2023年2月に証明書類を提出済みの場合は、下記省略可。

「添付書類の表紙」おもて面の「メモ」欄に、既に提出済みの旨を記入してください。

（例：2022年度の給付奨学金受給額の証明書と障害者手帳のコピーは2月申請時に提出済み）

2022年度給付奨学金受給者（本人以外の就学者分含む）・・・2022年度の受給額がわかる書類を提出
特別控除に関する書類・・・p.10 参照
修業年限超過者・・・p.14 参照
特別な申請理由がある場合・・・p.15 参照

○ 書類を準備する際の注意

申請書への記入にあたっては、下記の時点での家族数及び家族状況を記入してください。

第1期家計急変申請の場合：2023年3月時点

(すなわち就学者がいた場合は、2023年3月時点の学年等を記載してください。)

※原則として、申請者の親とは別に住んでいる独立した兄弟姉妹や祖父母等は、別生計であれば含めません。両親については、死別や戸籍上の生別を除いて必ず含めます（独立生計者除く）。ただし収入はコロナウィルス流行に伴う家計急変後の収入を見るので注意すること。

「課税証明書（非課税証明書）」または「所得証明書」の交付を受ける際の注意

- ✓ 交付申請の際は、2021年の収入（所得）、2022年度（2021年分）住民税額の所得割・均等割の内訳、所得控除の内訳、扶養控除の内訳が記載されているものを指定のこと。
収入（所得）が0円の場合は0円と記載されているものが必要。
市区町村役場備え付けの申請用紙で交付を申し込んだ場合、上記内容が記載されないことがありますので、役場窓口担当者に確認のうえ取得してください。
2022年1月1日に住んでいた市区町村役場で発行され、原本が必要。
- ✓ マイナンバーの記載のないものを提出。
- ✓ 学生本人が定職（アルバイトではない雇用）に就いている場合、または年間合計104万円以上の収入があった場合は、申請の形態に関わらず本人分の証明も必要。

次頁から、詳細説明が書いてあるので、よく読んで自分に必要な書類を準備してください。

書類を記入する際、消せる筆記用具は使用しないでください。

1. 国、地方公共団体またはその他の公的機関が、新型コロナウイルスの感染拡大による収入減少があった者等を対象として、審査のうえ実施する公的支援を受けている場合

p.4 に記載の全員提出書類および下記 A、B の両方を提出

- A. 家計急変後の家族全員（独立生計者以外の就学者は除く）の収入見込みを証明する書類
- B. 公的支援を受けていることを証明する書類（次ページ参照のこと）

A. 家計急変後の収入見込みを証明する書類について

該当するものをすべて提出

区分	所得区分	証明書類	発行元
給与収入のある世帯	急変後の見込み	急変後の見込みが分かる書類 (例：直近の給与明細3か月分)	
商・工・農業その他の事業所得者及び利子・配当・不動産・雑所得のある者等	急変後の見込み	急変後の見込みが分かる書類	
年金（国民・厚生・障害・遺族等）及び関連給付金受給世帯	2023年分見込	年金振込通知書または年金額改定通知書（様式3に添付）	日本年金機構等
雇用保険受給の世帯	急変後の見込み	雇用保険受給資格者証（1面～4面）	ハローワーク
児童手当受給の世帯	2023年分見込	児童手当支給通知書 (児童手当の受給額が分かる書類)	市区町村役場
特別児童扶養手当受給の世帯	2023年分見込	特別児童扶養手当支給通知書 (特別児童扶養手当の受給額が分かる書類)	市区町村役場
傷病手当金受給の世帯	急変後の見込み	支給期間、受給額が分かる書類 (様式3に添付)	全国健康保険協会等
課税証明書（非課税証明書）または所得証明書に記載されない手当金、給付金受給の世帯 (例：保険金等)	急変後の見込み	臨時所得の受給額が分かる書類 (例：各種健康保険、生命保険で給付された金額がわかるもの（預金通帳に振り込まれた該当部分の写し、振込通知書等))	保険会社等
上記以外で一時所得のある世帯	2023年分見込	支払書等	税務署
生活保護受給の世帯	2023年分見込	生活保護受給証明書等 (保護受給額が分かる書類)	市区町村役場
退職者（転職者含む）	2023年分見込	退職証明書	退職した勤務先

B. 新型コロナウイルス感染症の影響を事由とする家計急変において認められる公的支援の例

※いずれかひとつで可

制度名	主な実施機関	備考
新型コロナウイルス感染症特別貸付 小規模事業者経営改善資金(新型コロナウイルス対策マル経融資)	日本政策金融公庫	事業主の方向け
生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 生活衛生改善貸付（新型コロナウイルス対策衛経） 新型コロナウイルス感染症に係る衛生環境激変対策特別貸付	日本政策金融公庫	事業主の方向け
危機対応融資	商工組合中央金庫 日本政策投資銀行	事業主の方向け
セーフティネット保証4号 セーフティネット保証5号 危機関連保証	信用保証協会	事業主の方向け
小規模企業共済の特例緊急経営安定貸付	(独)中小企業基盤整備機構	事業主の方向け
小学校休業等対応支援金（委託を受ける個人向け）	都道府県労働局	
緊急小口資金 総合支援資金（生活費）	社会福祉協議会	
厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予	厚生労働省 日本年金機構	事業主の方向け
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料等の徴収猶予	地方公共団体	
国税・地方税の納付猶予	国税庁 地方公共団体	

※新型コロナウイルスの影響によるもの以外の事由による申込みができる制度の場合、新型コロナウイルスの影響による事由で申し込んでいる必要があります。

※公的支援に申し込んだ証明でなく、実際に受けることが決定していることを証明する必要があります。

※上記以外でも、公的機関が審査のうえ実施する支援の証明であれば認められる場合があります。

※大学では、上表の制度内容自体についてはお答えできません。

2. 以前と比較して世帯全体の収入が半減相当の場合

p.4 に記載の全員提出書類および下記 A、B の両方を提出

- A. 家計急変後の家族全員（独立生計者以外の就学者は除く）の収入見込みを証明する書類
- B. 家計急変前の家族全員（独立生計者以外の就学者は除く）の収入を証明する書類（次ページ参照のこと）

A. 家計急変後の収入見込みを証明する書類について

該当するものをすべて提出

区分	所得区分	証明書類	発行元
給与収入のある世帯	急変後の見込み	急変後の見込みが分かる書類 (例：直近の給与明細3か月分)	
商・工・農業その他の事業所得者及び利子・配当・不動産・雑所得のある者等	急変後の見込み	急変後の見込みが分かる書類	
年金（国民・厚生・障害・遺族等）及び関連給付金受給世帯	2023年分見込	年金振込通知書または年金額改定通知書（様式3に添付）	日本年金機構等
雇用保険受給の世帯	急変後の見込み	雇用保険受給資格者証（1面～4面）	ハローワーク
児童手当受給の世帯	2023年分見込	児童手当支給通知書 (児童手当の受給額が分かる書類)	市区町村役場
特別児童扶養手当受給の世帯	2023年分見込	特別児童扶養手当支給通知書 (特別児童扶養手当の受給額が分かる書類)	市区町村役場
傷病手当金受給の世帯	急変後の見込み	支給期間、受給額が分かる書類 (様式3に添付)	全国健康保険協会等
課税証明書（非課税証明書）または所得証明書に記載されない手当金、給付金受給の世帯 (例：保険金等)	急変後の見込み	臨時所得の受給額が分かる書類 (例：各種健康保険、生命保険で給付された金額がわかるもの（預金通帳に振り込まれた該当部分の写し、振込通知書等))	保険会社等
上記以外で一時所得のある世帯	2023年分見込	支払書等	税務署
生活保護受給の世帯	2023年分見込	生活保護受給証明書等 (保護受給額が分かる書類)	市区町村役場
退職者（転職者含む）	2023年分見込	退職証明書	退職した勤務先

B. 家計急変前の収入を証明する書類

該当するものをすべて提出

区分	所得区分	証明書類	発行元
2019年分収入～2021年分収入と比較して世帯全体の収入が半減相当の世帯	2021年分収入(全員提出) 比較対象年の書類(2019年分または2020年分収入)	家族全員(本人・就学者・幼児を除く)の課税証明書(非課税証明書)または所得証明書	当該年の1月1日に住んでいた市区町村役場
社会保険による障害年金、遺族年金受給世帯(課税証明書等に記載されない年金)	比較対象年の書類(2019年～2021年分のいずれかの収入)	年金振込通知書または年金額改定通知書(様式3に添付:比較対象年の6月頃に通知されたはがき)	日本年金機構
労災保険による疾病(補償)年金、障害(補償)年金、遺族(補償)年金及び関連給付金受給世帯(課税証明書等に記載されない年金等)	比較対象年の書類(2019年～2021年分のいずれかの収入)	労災保険給付等の支払通知書(様式3に添付)	労働基準監督署(厚生労働省)
雇用保険受給の世帯	比較対象年の書類(2019年～2021年分のいずれかの収入)	雇用保険受給資格者証(1面～4面)	ハローワーク
児童手当受給の世帯	比較対象年の書類(2019年～2021年分のいずれかの収入)	児童手当支給通知書(児童手当の受給額が分かる書類)	市区町村役場
特別児童扶養手当受給の世帯	比較対象年の書類(2019年～2021年分のいずれかの収入)	特別児童扶養手当支給通知書(特別児童扶養手当の受給額が分かる書類)	市区町村役場
傷病手当金受給の世帯	比較対象年の書類(2019年～2021年分のいずれかの収入)	支給期間、受給額が分かる書類(様式3に添付)	全国健康保険協会等
課税証明書(非課税証明書)または所得証明書に記載されない手当金、給付金受給の世帯(例:保険金等)	比較対象年の書類(2019年～2021年分のいずれかの収入)	臨時所得の受給額が分かる書類 (例:各種健康保険、生命保険で給付された金額がわかるもの(預金通帳に振り込まれた該	保険会社等
上記以外で一時所得のある世帯	比較対象年の書類(2019年～2021年分のいずれかの収入)	確定申告書(第一表・第二表)、確定申告を要しない所得について支払書等	税務署
生活保護受給の世帯	比較対象年の書類(2019年～2021年分のいずれかの収入)	生活保護受給証明書等(保護受給額が分かる書類)	市区町村役場

注意: 2019年～2021年いずれかの1月～12月の収入と比較して収入が半減した場合を申請対象としています。急変前のすべての収入を証明する書類の提出が必要となります(給与、老齢年金等の課税所得含む)。いずれの年の比較で申請する場合においても、家族全員(本人・就学者を除く)の2022年度(2021年分収入)「課税証明書(非課税証明書)」または「所得証明書」は提出が必要です。

3. 特別控除に関する書類

※2022年度以前入学者で、2023年2月に証明書類を提出済みの場合は、【表1】の証明書については省略可。「添付書類の表紙」おもて面の「メモ」欄に、既に提出済みの旨を記入してください。

□ 【該当するものを提出】

下記＜注意点＞を読んだうえで、【表1】を確認し、該当する区分がある場合には証明書類の写し（コピー）を提出してください。

＜注意点＞

★ 家族数及び家族状況については下記の時点を基準とします。

第1期家計急変申請の場合：2023年3月時点

【表1】

区分	証明書類	発行元
2023年3月時点において就学者のいた世帯（高校生以上の分について提出が必要） ※2022年度に返済不要の給付奨学金を受給した者は、奨学金の受給証明も必要		
・国立の高等学校以上に在籍している就学者	授業料免除実施状況証明書（様式4） ※就学者の授業料免除実施状況は2022年度の実施について証明してください。	当該在学学校
・私立、公立の高等学校以上に在籍している就学者	就学者が2023年3月時点では在籍していたことが分かる書類 (例：学生証、在学証明書、卒業証書の写し等)	該当者所持
専修学校の一般課程に在学している生徒及び各種学校(予備校・職業訓練校・その他)等に在学している者	当該生徒が2022年度に在籍していることが分かる書類 (例：予備校生証等) (この区分に該当する者については、就学者にはなりません。そのため課税証明書等、収入の証明も必要です。)	該当者所持
障害者のいる世帯	障害者手帳等	該当者所持
介護認定3以上の者がいる世帯	認定書（介護認定がわかるもの）	該当者所持
家計支持者が勤務場所(仕事)の都合により別居している世帯 (別居地の住所費用を自己負担している場合)	別居していること(住居費の記載を含む)がわかるものとしてアパート等の賃貸借契約書を提出 (2021年1月～2021年12月に入居していることがわかるもの)	該当者所持

<p>長期療養者のいる世帯（日本国内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 6か月以上にわたる療養が必要と認められた者を対象とします。 ➤ 保険内診療費分のみが控除対象となります。 ➤ 診断書のみでは控除となりません。 ➤ 診断書に基づく領収書のみ添付してください。診断とは関係ない領収書を添付しても控除の対象とはなりません。 	<p>・①～④をすべて提出</p> <p>①長期療養者の医療費控除金額内訳書（様式5）</p> <p>②医師等の証明書の写し (6か月以上の療養を必要とされる内容が記載されたもの)</p> <p>③経常的に支出した金額を証明できるもの(領収書等)</p> <p>④高額療養費による払い戻し、各種健康保険、生命保険で給付された金額がわかるもの (預金通帳に振り込まれた該当部分の写し、振込通知書等)</p> <p><u>※③と④については、</u> 対象期間（領収日） ：2021年1月～2021年12月</p>	<p>様式5</p> <p>病院</p> <p>薬局・病院</p> <p>看護人 等</p>
<p>災害・盗難等の被害を受けた世帯</p>	<p>・①及び②を提出（該当する場合は③も）</p> <p>①罹災証明書</p> <p>②被災額、最低限度の衣料・家具の購入費・修理費等または長期にわたって支出増・収入減が予想される年間金額を証明できるもの (家屋修理の領収書、確定申告書等)</p> <p><u>※②については、</u> 対象期間 ：2021年1月～2021年12月</p> <p>③補てん額がわかる証明書等 (災害等の被害により、保険・損害賠償等による補填を受けた場合)</p>	<p>市区町村役場 契約先 等</p>

4. 独立生計者について

※2022年度以前入学者で、2023年2月に証明書類を提出済みの場合は、【表2】の証明書については省略可。「添付書類の表紙」おもて面の「メモ」欄に、既に提出済みの旨を記入してください。

独立生計者としての認定を希望する場合は、必要書類を追加提出してください。（独立生計者の認定は大学側が行います。）

なお、独立生計者として認定できるのは、申請開始日の前月（2023年3月31日）時点において次の（i）（ii）いずれかに該当し、実質的に引き続き独立して生計を維持していると認められる者とします。

- （i）本人又は配偶者に恒常的収入（奨学金（貸与も含む）、アルバイト収入及び退職金等の預貯金による生活者を含む）があるので、父母等と住民票上及び現に住居を別にし、父母等から経済的支援を受けていない者（所得税法上の父母等の扶養親族になっておらず、国民健康保険に本人又は配偶者が世帯主として加入又は社会保険に本人又は配偶者が被保険者として加入していることが必須）。
- （ii）配偶者が日本学術振興会の特別研究員または博士後期課程相当に在籍するNIMS ジュニア研究員（それに準ずる研究員制度の研究員を含む。）である者。

＜注意点＞

- ★ 独立生計者は申請者本人の収入に基づいて申請することになりますが、配偶者がいる者については配偶者を別生計とすることはできませんので、配偶者の収入も申告してください。
-

上記にあてはまり、独立生計者として申請する場合は下記の書類を追加提出する必要があります。

□ 【該当するものを提出】

次頁【表2】を確認し、該当する区分の証明書類を提出してください。

また、【表3】の区分に当てはまる場合、独立生計に至って以降の家計急変直前の収入状況を把握するため、【表3】の証明書類も追加で提出が必要です。

【表2】

区分	証明書類	発行元
配偶者が日本学術振興会特別研究員	採用決定通知書の写し (採用以降 学振以外の収入があればその証明も必要)	日本学術振興会
配偶者が NIMS ジュニア研究員（博士後期課程相当の学生に限る）	契約書の写し (採用以降 NIMS 以外の収入があればその証明も必要)	物質・材料研究機構
上記以外の者	<p>・①～④をすべて提出</p> <p>①所得税法上、父母等の扶養でないことがわかる書類 父母等の課税証明書（記載省略不可）、父母等の源泉徴収票の写し等⇒ただし、本人の前年までの給与収入が104万円以上の者、及び配偶者の扶養に入っていることを証明できる者は不要</p> <p>②独立して生計を立てていることを証明する書類 (必須提出書類である課税証明書／所得証明書だけでは現在独立して生計を立てていることを証明できない場合) ※以下の例を参考に、個々の事情を勘案して用意すること [例] ・「年収見込証明書（様式2）」または「3か月分の給与明細書等」 ・奨学金の貸与または給付を受けている者は、その証明。 ・配偶者の扶養に入っている場合は、それを証明できる書類</p> <p>③本人の住民票原本（世帯全員のもの／マイナンバー記載不可） ・世帯主が本人または配偶者となっているもの ※住定日、届出日、住民となった日などすべての手続きが申請開始日の前月（2023年3月31日）以前に完了していることが確認できるもの。</p> <p>④父母等の扶養となっていない健康保険証の両面の写し ・国民健康保険：世帯主名＝本人又は配偶者 ・健 康 保 險：被保険者＝本人又は配偶者 ※適用開始年月日、交付年月日がすべて申請開始日の（2023年3月31日）以前であるもの。</p>	市区町村役場等

※以下の【表3】区分に該当する場合は上記提出書類に加えて追加で証明書類を提出

【表3】

区分	証明書類（追加で提出）
2021年1月1日以降、申請開始日の前月までに独立生計者となった者	家計急変以前の、本人（配偶者を含む）の独立生計者に至ってからの年収が分かる証明書類 (例：年収見込証明または独立生計になってからの3か月分の給与明細)

5. 修業年限超過者について

※2022年度以前入学者で、2023年2月に提出済みの場合は、面接票（様式6）および【表4】の証明書は省略可。「添付書類の表紙」おもて面の「メモ」欄に、既に提出済みの旨を記入してください。

修業年限超過者とは、在学期間が最短修業年限を超えた者です。下記の基準日における修業年限超過期間が1年以内の者で、(i)～(iii)のいずれかに該当する者は選考のうえ授業料免除の対象とすることがあります。特別な理由がない場合は免除の対象となりません。

基準日：2023年度第1期（春学期）2023年9月30日時点

(i) 休学により、卒業（修了）が延期となった場合

（例）学群4年生の春学期を休学したため、その年度では修業年限が足りず、翌年度末に卒業予定となった。結果的に修業年限を半年超えることとなった。

(ii) 留学により、卒業（修了）が延期となった場合

(iii) その他

- ① 休学するのに必要な期間（2ヶ月）に満たない期間の病気療養で単位修得できなかった場合
- ② 本人が障害者である場合
- ③ その他の特別な事由があると認められる場合

上記に該当する場合は、修業年限超過者として下記の書類を追加提出してください。

【全員提出】面接票（様式6） …詳細は、〈面接の実施〉を参照してください。

【該当するものを提出】

【表4】を確認し、該当する区分がある場合は証明書類の写し（コピー）を提出してください。

【表4】

区分	証明書類	発行元
休学するのに必要な期間（2ヶ月）に満たない期間の病気療養で単位修得できなかった場合	診断書等	病院
留学により、卒業（修了）が延期となった場合	留学の証明書	本学または留学先の大学
本人が障害者である場合	障害者手帳等	該当者所持

※「新型コロナウイルス流行」を理由とする場合、やむを得ない事情であることを明確にするため、超過との因果関係が客観的に把握できるように記載してください。（影響の内容を時期、期間を交えて具体的に記載してください。）

なお、追加の資料を求めることがありますので、ご承知ください。

〈面接の実施〉

修業年限超過者は、面接を受けたうえで面接票を提出する必要があります。

- 面接教員：原則としてクラス担当教員または指導教員

学生本人が先生に連絡をとって面接をお願いしてください。先生の不在等により面接を実施できない場合は、所属のエリア支援室へ相談してください。

- 面接票（様式 6）
申請者記入欄を記入のうえ、面接時に持参し、先生に面接者記入欄への記入をお願いしてください。面接の後、各自が用意した封筒に面接票を入れ、他の書類とあわせて提出してください。

6. 特別な申請理由がある場合について

下記の【表5】にあてはまる場合は、特別な申請理由がある者として申請できます。特別な申請理由がある者として判定された場合は、学力の基準（次頁参照）は適用されません。

【表5】

申請理由	詳細
事情（死亡）	授業料納付期限前6か月以内※注③において、家計支持者が死亡し、授業料の納付が著しく困難であると認められる者
事情（失職）	授業料納付期限前6か月以内※注③において、家計支持者が解雇・廃業等やむを得ない事由により失職し、著しく経済的に困難をきたしている者 (この欄の失職には、一時的な休職・休業、自己都合退職、定年退職及び本学入学のための退職等は含まれません。)

※注③：授業料納付期限前6か月以内：2022年12月1日～2023年5月31日

（ただし、2023年度4月期新入生の場合は、入学前1年以内を対象期間とする。）

入学前1年以内：2022年4月1日～2023年3月31日）

書類は下記の点に注意して準備してください。

- 授業料免除申請書、授業料免除受理票の該当する申請理由にチェックをつけてください。
- 【該当するものを提出】

【表6】を確認し、該当する区分がある場合には証明書類を追加提出してください。

【表6】

申請理由	証明書類	発行元
事情（死亡）	・死亡診断書等の写し (家計支持者が死亡したことを証明する書類)	病院等
事情（失職）	・雇用保険受給資格者証（1面～4面）、離職理由が記された 退職証明書等の写し (家計支持者が解雇等やむをえない事由により失職したこと を証明する書類)	ハローワーク 前職場等

7. 家計・学力基準

授業料免除では、高等教育の修学支援新制度における授業料免除と筑波大学の授業料免除、それとの基準があります。ここでは、筑波大学の授業料免除における学力基準および収入基準についてのみ説明します。

【学力基準（共通）】※日本国籍、永住者、定住者等

学業成績等に係る基準は以下のとおりです。

【1年次】次のいずれかに該当すること

1. 高校等の評定平均値が3.5以上であること
2. 入学試験の成績が上位2分の1以上であること
3. 高校卒業程度認定試験の合格者であること
4. 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること

【2年次以上】次のいずれかに該当すること

1. 前学年までのGPA（平均成績）等が在学する学部等における上位2分の1の範囲に属すること
2. 前学年までに修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、「学修計画書」により確認できること

※標準単位数＝卒業に必要な単位数÷修業年限×申込者の在学年数

ただし、学業成績が次のいずれかに該当する場合は、免除の対象とはなりません。

- ・修得した単位数の合計数が標準単位数の5割以下であること。
- ・履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

※日本国籍でない学生のうち、「高等教育の修学支援新制度」の認定要件を満たさない在留資格（「家族滞在」等）の者に係る学力基準の詳細については下記URLページにある「選考基準」欄を参照してください。

<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/schoolexemption/>

【筑波大学の授業料免除の収入基準】

筑波大学独自の授業料免除における家計の基準の詳細については下記URLページにある「選考基準」を参照してください。

<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/support-scholarship/schoolexemption/>

8. 申請上の諸注意

- (1) 授業料免除申請後は、授業料免除の許可・不許可が判明する前には授業料を納付しないでください。納付した場合には、申請を取り消したものとみなします。なお、授業料納付を口座振替にしている学生については、結果が出るまで引き落とされないよう大学側で設定します。
- (2) 授業料免除額は、納付すべき授業料（各期分）の全額または一部に相当する額とします。
- (3) 免除判定結果は毎回保証されるものではありません。予算状況等により、結果は変動します。
- (4) 授業料免除の申請後に休学または退学をしなければならなくなった者は、すぐに所属支援室学生支援まで申し出てください。休学中は支援の対象とはなりません。
- (5) 申請時に書類の不備がある場合（必要事項の記入漏れ、添付書類の不足等）は、申請書類を受理できませんので、説明をよく読んで書類を早めに準備してください。
- (6) 提出された申請書及び各種証明書類等により取得した個人情報については、授業料免除等の選考業務以外には使用しません。
- (7) 虚偽の申請が発覚した場合は、免除判定を出した場合でもその後判定を取り消すことがあります。申請書類等には必ず事実を記載してください。また、成績不振等を理由に、支援が打ち切られたり、さかのぼって免除が取り消されたりすることがありますので、注意してください。

9. 結果通知について

○ どうやって結果は通知されるの？

結果は所属の支援室 学生支援の窓口で申請者が通知文書を受け取るかたちで通知されます（予定）。

○ いつ結果が分かるの？

2023年度第1期（春学期）は2023年7月中旬を予定しております。

（結果通知時期はあくまで予定です。多少遅れることもありますのであらかじめご了承ください。）
詳しい結果発表日については、日程が決まり次第ホームページ（キャンパスライフ⇒奨学金・学生生活の支援⇒奨学金・修学支援⇒NEWS）及び twins 掲示板システムに結果通知日を記した文書を掲載しますので、定期的にチェックするようお願いします。

○ 結果が「不許可」「一部免除」の場合はいつまでに支払えばいいの？

結果通知文書に「納付期限」を記載しますので、結果通知文書を確認の上、そこに記載された納付期限までにお支払いください。なお、徴収猶予許可者は第1期の場合、8月末が納付期限で、払込票による納付となり、払込手数料・印紙税の負担が必要となります。

説明は以上になります。このしおりを熟読したうえで、それでも分からぬ事がある場合は、所属支援室学生支援にご質問ください。